

泉佐野市の「障害者医療」「老人医療」「ひとり親家庭医療」「こども医療」の医療受給者証をお持ちのみなさんへ

平成30年4月1日から 大阪府の福祉医療費助成制度が変わります

問合せ ● 重度障害者医療について…障害福祉総務課 ● 老人医療について…国保年金課
● ひとり親家庭医療・こども医療について…子育て支援課

福祉医療費助成制度は、重度障害のある人やひとり親家庭などの人を対象に、医療費の自己負担の一部を助成する制度です。4月1日より、対象者や対象医療、一部自己負担額が変更されます。

現 行	平成30年4月1日から
障害者医療 (65歳未満)	重度障害者医療（全年齢対象） ①身体障害者手帳1級・2級 ②療育手帳A ③療育手帳B1と身体障害者手帳（3～6級） ④ 精神障害者保健福祉手帳1級【新規】 ⑤ 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で、障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者【新規】 ※④の対象者には個別に通知します。⑤の対象者は通知しませんので障害福祉総務課までご相談をお願いします。
老人医療（*） (65歳以上)	
ひとり親 家庭医療	①変更前のひとり親家庭医療対象者 ②65歳以上のひとり親家庭医療対象者【老人医療より移行】 ③ 裁判所から配偶者等暴力（DV）に関する保護命令が出されたDV被害者【新規】
こども医療【現行と変更なし】	

（*）重度障害者医療の①～⑤に該当しない人は対象外となりますが、平成30年3月末時点の老人医療対象者は、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象になります。

● 重度障害者医療および老人医療（経過措置）の一部自己負担額が変わります（平成30年4月1日から）

	現 行	平成30年4月1日から
1医療機関あたりの負担額	1日500円以内	
1医療機関あたりの月額負担上限額	月2回まで1ヵ月1,000円以内 3回目以降無料	日数制限なし 1ヵ月3,000円以内
院外調剤負担額	負担なし	1日500円以内
1ヵ月負担上限額	2,500円	3,000円

● こども医療・ひとり親家庭医療については一部自己負担額の変更はありません。

現在「障害者医療」の対象で、「こども医療」または「ひとり親家庭医療」の助成要件を満たす人は、平成30年4月1日以降「こども医療」・「ひとり親家庭医療」へ切り替えることができます（対象者には個別に通知します）。

● 重度障害者医療・老人医療（経過措置分）の自動償還を行います。

4月診療分以降、一部自己負担額が1ヵ月の負担上限額（3,000円）を超えた場合、超過額を市で計算して自動的に口座振込をおこなうシステムの運用を予定しています。詳しい内容は後日対象者にお知らせします。

● 訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）も助成の対象になります。

訪問看護ステーションが行う訪問看護も福祉医療費助成制度の対象になることから、平成30年3月末で重度訪問看護利用料助成事業が廃止されます。4月以降は、訪問看護ステーションに各医療証を提示すれば1日500円以内の負担で利用できます（ただし、平成30年3月31日までに利用した訪問看護については、4月以降も申請を受け付けます）。

● 精神病床への入院が助成の対象外になります。

平成30年3月末時点で福祉医療費助成制度の対象者（法別番号90の助成対象者を除く）は、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象になります。